

「ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか」
開催報告+追加 Q&A

開催日時	2024 年 12 月 11 日（水）12:00-13:00
会場	Zoom ウェビナー
主催	東京大学国際高等研究所東京カレッジ 東京大学未来ビジョン研究センター
共催	東京大学次世代知能科学研究センター
後援	日本 AI セーフティ・インスティテュート 大阪大学 社会技術共創研究センター 日本ディープラーニング協会 AI 法研究会
登壇者 （敬称略・ 登壇順）	村上明子（日本 AI セーフティ・インスティテュート 所長） 吉永京子（慶應義塾大学大学院特任准教授） 古川直裕（株式会社 ABEJA、弁護士、AI 法研究会代表） 工藤郁子（大阪大学 社会技術共創研究センター 特任准教授） 実積寿也（中央大学教授） 司会：江間有沙（東京大学国際高等研究所東京カレッジ 准教授）

EU の AI 法（AI Act）は、2024 年 5 月に成立し、2024 年 8 月 1 日に発効した、世界初の AI に関する包括的な規制法である¹。AI 法の規定は 2030 年 12 月 31 日までに段階的に適用が開始され、日本の企業や組織もこの影響を受ける可能性がある。本ウェビナーイベントでは、AI 法に加え、AI 法に関連して現在策定作業が進められている汎用目的 AI に関する行動規範（Code of Practice。以下「CoP」という）について、専門家が解説・議論を行った。

なお、ウェビナーイベント「ブリュッセル効果への対応：日本企業は EU-AI 法にどう備えるべきか」は今回が初めての開催であったが、当日の視聴者数はのべ 583 名にのぼり、CoP の草案作成の進展に合わせて、2025 年 1 月 15 日には第 2 回の開催が予定されている。

この「開催報告+追加 Q&A」は、当日の様子を簡単に紹介するとともに、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を、時間の関係で当日扱えなかったものも含め、改めて示す。

¹ AI 法は、EU 法における規則（regulation）であり、加盟国に直接適用される。

1. 当日の様子

開会のあいさつ

はじめに、日本 AI セーフティ・インスティテュートの村上明子所長が開会の挨拶を行った。村上所長は、生成 AI の登場以降 AI の安全性に対して世界的に関心が集まっている状況について述べ、日本、EU、アメリカ、中国などが、それぞれにガバナンスの取り組みを進めていることを紹介した。その上で、EU が AI 法に関連して CoP の策定作業において、世界中から意見を取り入れる姿勢を見せていることについて、次のように述べた。「企業としては、各国で別の規制が始まってしまうと各々の国の規制に対応しなければいけなくなり非常にコストがかかってしまう。このような状況の中、なるべく各国での規制やガイドラインの共通項を多くしていくということができれば効率的な対応ができるということで、CoP のような意見を言える機会にしっかり意見を言うていくことが、国際的に見ても大事なのではないかと思います」。

村上所長は、AI 法について理解し、日本の観点から意見を述べるべく考えることの重要性を強調し、「皆さんにもぜひこの動きに参加していただきたい」と呼びかけた。

EU-AI 法の概要と日本企業が留意すべき対応の要点

つづいて、EU の AI 法について、慶應義塾大学大学院の吉永京子特任准教授と株式会社 ABEJA の古川直裕弁護士が、解説²を行った。

吉永特任准教授は、まず、AI 法の概要について説明し、世界初の AI に関する包括的な規制法であること、EU 法における規則 (regulation) であること、新法規フレームワーク (NLF: New Legislative Framework) の一環であることを述べた。また、民主主義や法の支配、環境保護を含む EU の価値を実現するとされていること、27 の加盟国の市場を統一することで市場競争力を確保するという狙いがあること、包括的な規制により法的確実性をもたらしてイノベーションを促したいという思惑があることを述べた。さらに、AI 法の規制対象が、リスクベースアプローチにより (1) 禁止された AI 行為、(2) ハイリスク AI システム、(3) 特定の AI システム、さらには生成 AI サービスの普及を背景に (4) 汎用目的 AI モデルとなっていることを述べた上で、AI 法の適用範囲、罰則、適用時期についても説明した。適用範囲については、2条1項 (a) EU に所在しているかは問わず、EU 域内で、AI システムを市場投入、サービス提供している、または汎用目的 AI モデルを市場投入しているプロバイダー、さらに (c) アウトプットが EU 域内で利用される場合、第三国に所在する AI システムのプロバイダー及びデプロイヤーに日本企業が含まれることに注意を促した。その上で、吉永特任准教授は、規制対象のうち (1) 禁止された AI 行為と (2) ハイリスク AI システムについて簡単に説明した。

² 詳細は、商事法務 NBL 1269 (2024.7.1)号~1278 (2024.11.15)号まで9回に渡り、古川・吉永含む5名の専門家が連載した「EU AI 法概説」を参照されたい。

古川弁護士は、まず、規制対象のうち（3）特定の AI システムについて簡単に説明し、ハイリスク AI システムに該当するシステムが特定の AI システムにも該当する場合、両方の規制がかかることになる点に注意を促した。さらに（4）汎用目的 AI モデルについても説明した。古川弁護士は、汎用目的 AI モデルが、学習に使用された累積計算量などによって、通常の汎用目的 AI モデルとシステミックリスクのある汎用目的 AI モデルに分かれることを述べ、それぞれのプロバイダーに課せられる義務についても説明した。その上で、汎用目的 AI モデルに関する CoP についての規定を紹介し、CoP を遵守すれば AI 法上の義務の遵守が推定されることを説明した。古川弁護士は、日本企業に対し、自らが AI 法の適用範囲に含まれないとしても、取引先が適用されることで、開発受託などにおいて影響を受けることもありうるということに注意を促し、今後も CoP と同様に策定される多くの規格などに対して積極的に意見をいうことが必要であると述べて解説を締め括った。

パネルディスカッションへの導入

つづいて、パネルディスカッションへの導入として、大阪大学 社会技術共創研究センターの工藤郁子特任准教授と中央大学の実積寿也教授が、CoP とその策定のプロセスについて解説を行った。

工藤特任准教授は、CoP の概要について簡単に述べた上で、CoP が現在進行中のマルチステークホルダーによるインタラクティブな草案作成プロセスを経て、2025 年 4 月までに最終版が策定され、2025 年 5 月に発効することを説明した。このプロセスに参画する工藤特任准教授は、CoP の草案作成に参画するステークホルダーは世界中（EU 内外）から公募されていたことを述べ、汎用目的 AI モデルプロバイダー、下流プロバイダー、産業界、市民社会、学界、独立した専門家など 1000 人程度が参加していることを紹介しつつ、日本からの参画が少ないと感じていると述べた。工藤特任准教授は、2024 年 11 月 14 日に公表されたファーストドラフトを参照しながら、CoP には、AI 法に準拠した「目標（objective）」、汎用目的 AI モデルのプロバイダー等が目標を達成するために実行する必要があるアクション群である「対策（measure）」、目標が達成されたかどうかを評価するための指標を補足する「KPI」が含まれることを具体的に確認した。その上で、ファーストドラフトについての所感として、「まだざっくりした案で全体的に詰めきれていない」「EU AI 法の枠内にあるはずだが、上乘せ／横出し規制になりかねない表記ぶり」などの点を述べ、まだ日本の観点から意見をフィードバックする余地があるものの、そのためには日本企業等のニーズを把握する必要があるとし、示唆をいただけるとありがたい、と述べた。

同じく草案作成プロセスに参画する実積教授も、ファーストドラフトを参照しながら所感述べた。実積教授は、まず、透明性についての「対策」の中に、AI 法の定める情報提供の他に、「情報の一般公開を検討するよう奨励」とあることに触れ、上乘せ／横出し規制として世界中に影響が及ぶ可能性があることから注視していると述べた。また、AI ガバナンスについての「対策」については、中小企業を含む事業者にとっての過大な負担となら

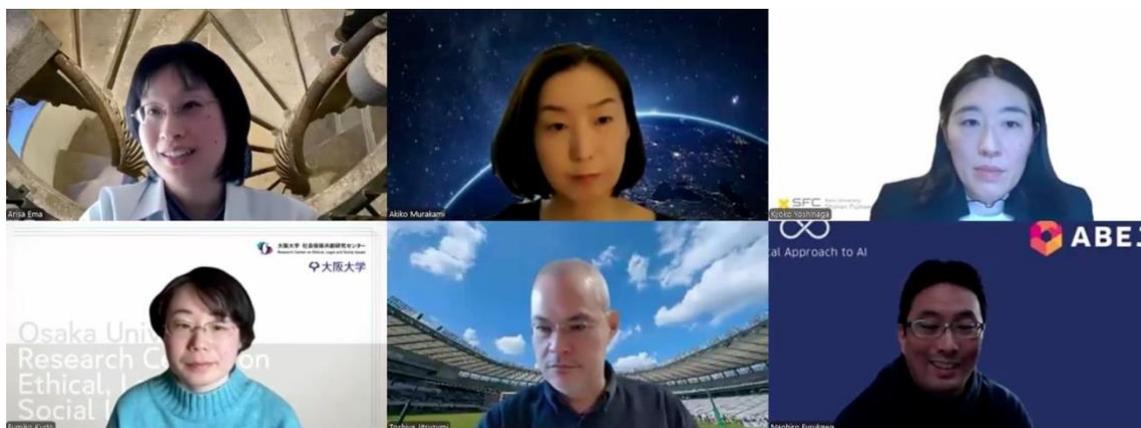
ないか、第三者による検証は実効性を確保できるのか、公開される情報は消費者にとって役に立つのか、といった観点で検討の余地があることを述べた。その上で、日本企業は「CoP 自体を変えるというチャンスが与えられている状況」を捉えて意見出しに協力していただければ、と呼びかけた。

パネルディスカッション

パネルディスカッションでは、東京大学国際高等研究所東京カレッジの江間有沙准教授の司会で、登壇者全員がいくつかのトピックについて議論した。

まず、AI 法に関わるブリュッセル効果の大きさについて意見が交わされた。吉永特任准教授は、「AI スタートアップなどは、結局は、自分たちが開発しやすいところへ移動していく」などと述べ、GDPR（General Data Protection Regulation、EU 一般データ保護規則）に比べてブリュッセル効果は大きくないとの見解を示した。古川弁護士も、日本企業に影響がないというわけではないことに注意を促しつつ、GDPR に比べてブリュッセル効果は大きくないとの見解を示した。実積教授は、AI 法が世界各国で、最低限の規制や政府調達基準の策定において参照されることで、影響を広げうるとの見解を示した。工藤特任准教授も、内閣府「AI 制度研究会」構成員の一人として日本における制度のあり方を検討する中で、国際的な相互運用可能性を考える上で EU の動向に関心を持っていると述べた。

さらにパネリストと司会者は、いくつかの質問に答えながら、議論を振り返り、改めて日本企業に対し意見や疑問点・不安点を活発に述べ、議論に参加するよう呼びかけた。



(上段左から) 江間准教授、村上所長、吉永特任准教授
(下段左から) 工藤特任准教授、実積教授、古川弁護士

2. 追加 Q&A

以下では、視聴者から寄せられた質問とそれに対する登壇者の回答を、時間の関係で当日扱えなかったものも含め、改めて示す（なお、質問は一部を選び、また適宜編集した）。

——罰則の「全世界年間売上高」について、企業総体（AI に関係しない部分も含む）の売上高との認識で正しいか。

吉永 はい、条文を読む限り、AI に関連するとは書いていないので、企業総体の売上高だと思っております。おそらく、AI 製品といっても切り出せないのも、そのようにしているのもあると思います。

——ディープフェイクで選挙運動を妨害するような話と AI 法の関係はどうか。

古川 ディープフェイクについては、50 条の特定 AI の透明性義務が適用されます。また、名誉毀損で処罰可能なものもあるでしょう。AI による虚偽情報の作成だけを禁止することは正当化できず、虚偽情報の作成を禁止するのなら人間の手で作成する場合も禁止しないと合理性が無いでしょう。ただし、表現の自由との関係の議論を検討する必要があります。

——汎用目的 AI モデルの「システミックリスク」について、もう一度解説してほしい。

工藤 AI 法と CoP の FAQ にも回答があるので紹介しておきます。

システミックリスクとは、ある時点での最先端モデル、またはそれと同等の影響を持つ他のモデルから生じる大規模な危害リスクです（3 条（65）参照）。例えば、化学兵器や生物兵器の開発障壁の低下、自律型汎用 AI モデルに対する制御不能問題、有害な差別や偽情報の大規模化などが想定されています（前文 110）。

なお、EU AI Office は、システミックリスクのある汎用目的 AI モデルは、現時点では少数の企業によって開発されているものの、時間の経過とともに変化する可能性があるとして述べています。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/general-purpose-ai-models-ai-act-questions-answers>

——「汎用目的 AI モデルのプロバイダー」には、たとえば OpenAI が提供する GPT-xx を使ったアプリケーション（チャットボットや契約ドラフト作成アプリなど）を提供する事業者も該当するのか。

工藤 該当可能性はあります。AI 法と CoP の FAQ においても、既存の汎用目的 AI モデルを修正・ファインチューニングする主体が、新しいモデルのプロバイダーとして位置付けられる可能性はありと明記されています。ただし、どの程度の修正・ファインチューニングであれば該当と判断されるかは曖昧で、今後の課題とされています。

よって、CoP ドラフトに対するフィードバックでは、なるべく対象範囲が明瞭になるように、または、リスクベースで比例的・段階的な義務になるように、質問や提案をしています。

<https://digital-strategy.ec.europa.eu/en/faqs/general-purpose-ai-models-ai-act-questions-answers>

——CoP 策定のプロセスにおいて、EU 外のステークホルダーとしてはどの国が多かったか。日本以外のアジア諸国はどうだったか。

実績 今回の CoP 議論に先立って全世界に対して意見照会が行われたのですが、欧州（西欧と北欧中心）以外で多かったのは米国です。一方、東アジアから意見をだしたのは日本から私が提出した一件だけでした。アジア圏全体をみても、あとはインドからもう一件意見がでていただけなので、アジア諸国からの関心は 8 月末段階では極めてわずかでした。南米やアフリカ圏からも意見は皆無でした。現状はもう少しマシかもしれませんが、欧米と比較するとほとんどないといって良い水準かもしれません。

——CoP の、上乘せ／横出し規制になりかねない点について、改められる機会はあるそうか。

実績 CoP 策定の文脈でいえば、5 月の最終決定の前にあと 2 回、意見出しのチャンスがあります。

古川 基本的には、CoP の効果は、従った場合に汎用目的 AI モデル関係の条文への遵法性が推定されるというものです。なので、CoP が気に入らなければ、独自に条文に準拠するための実施事項を実施するということも可能です。

——日本でも EU なみの AI 規制法を作ろうという法律家がいるが、どうか。

実績 個人的には反対です。AI のような動きの激しい新規産業に対する包括的規制を作ることはハードローにはそもそも荷が重い課題です。さらに、生産プロセスに導入される AI はつまるところ高い効率性を叩き出す新技術に過ぎない場合が多いので、新規立法でしか対応できないような本質的に新しいリスクを生み出すことはありません。問題となるのは発生するリスクの「量」です。そのため、既存法を AI という新技術の登場にいかに適用していくべきかを考慮することが今の段階では最優先事項であり、EU のような包括的かつ横断的な規制は、AI がこれまでにはない新しい種類のリスクを生み出すか、あるいは、自意識をもった「強い AI」の登場が視野に入るまで不要だと考えています。

吉永 私は、現時点では、EU のような「包括的な」（つまり、全体的な）AI 規制法は日本には適しておらず、今の段階では、包括的にはソフトロー（ガイドライン）、分野別・文脈別にリスクが顕在化したところにはハードロー（法律）という組み合わせがよいと思っています。国際会議ではいつも日本が包括的な規制としてソフトローを採用した理由となぜそれが日本では work するか理由をいくつか挙げていますが、リスクも使用する場面や

文脈によって変わってくるからです。日本の場合、おそらく包括的なAI規制をしてしまうと企業は開発のリスクを取らないでしょう。それと、あまり知られていないのですが、分野別にはAIとの関連で法改正が着々となされています（金融商品取引法やデジタルプラットフォーム透明化法等）。なので、日本にAI規制法がないというのは誤解です。

また、強いAI（AGI）の段階になったら規制が必要という実積教授の意見には同感です。

古川 基本的に個別法で対応可能なため、必要がありません。また、AIを用いた行為だけを規制するということは正当化できないため、特別のAI規制を設ける意味も乏しいです。

工藤 日本では個別法でかなりの部分がカバーできているし、また、そうすべき（ユースケースごとにリスクのあり方が違うので包括的規律は適さない可能性がある）と私も考えています。

もっとも、現状では、汎用目的AIモデルや先端モデルについて重大インシデントにつながる情報を、官民（当局と事業者）でどのように共有すべきかの枠組みが十分に整備されていないのではないかと感じており、もしそれを実施するならば法令により規律すべき（「法の支配」）と考えています。

——国際的なAI規制の流れに乗ってこない国に、どのように対すればよいか。

吉永 国際組織のレベル（G7, G20, OECD-GPAI, UN等）でコンセンサスを図る取り組みに期待していくしかないと思っています。

開催報告作成協力：栗林諄（東京大学公共政策大学院修士課程、リサーチアシスタント）